⑹　工事の実施形態

①　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下､「申請書」という。）の受付の際に、競争参加資格確認資料並びに「企業の技術力」等に関する資料（以下､「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

②　本工事は、申請書及び資料の提出と同時に見積書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた見積書を予定価格に反映させることができる、見積もりの提出を求める方式の試行工事である。なお、本工事の落札者は、工事完了後に工事実績価格（工事内訳書）を提出すること。

③　本工事は、平成26年３月に気仙沼市にて開会される議会において本事業が承認されることを停止条件とする。議会において承認されない等、当機構の責めに帰することができない事由により契約を締結できない場合は、当機構は、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

④　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料及び見積書の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、当機構震災復興推進役（以下「推進役」という。）の承諾を得て紙入札方式に代える（※）ことができる。

（※）紙入札方式に代える手続きについて

独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援局経理チームに、紙入札方式参加承諾願（電子入札運用基準の様式１）及び紙入札業者入力票（電子入札運用基準の様式２）を提出し、推進役の承諾を得るものとする。

２　競争参加資格　次の⑴から⒂に掲げる条件をすべて満たしている者又は⒃の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⒃に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより１に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構東日本地区（東北６県を含む17都道県が対象）における平成25・26年度の一般競争参加資格について「建築工事」の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、推進役が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）

⑶　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　申請書、資料及び見積書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑺　東日本賃貸住宅本部業務エリア内発注の工事成績について、申請書、資料及び見積書の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑽　総合評価に係る項目が、不備なく適正に記載されていること。

⑾　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

⑿　次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。

①　単独申込みの場合は、次に掲げる条件を満たすこと。

イ　施工実績　平成10年度から掲示日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事※の施工実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。以下同じ。）

※　同種工事とは、ＲＣ造・ＳＲＣ造160戸以上の共同住宅（６階建以上）の建設工事をいう。

ロ　設計実績　以下ａからｃの条件を満たすこと又は以下ａからｄの条件を満たす者に実施設計を行わせる事ができること。（設計共同体としての設計実績は、代表者のものに限る。）なお、以下ａからｄの条件を満たす者に実施設計を行わせる場合、当該者は申込者の一員とし、共同企業体の一員とはしない。

ａ　一級建築士事務所登録のある者。

ｂ　ＲＣ・ＳＲＣ造の共同住宅（６階建以上）の設計が完了した実績を有する者。

ｃ　今回工事において、構造上主要な部分（柱、梁又は耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合、構造上主要な部分にプレキャスト部材を使ったＲＣ・ＳＲＣ造の建築物（６階建以上）の設計が完了した実績を有する者。

ｄ　当機構東日本地区における平成25・26年度「建築設計」に係る一般競争参加資格の認定を受けている者。

②　共同申込みの場合は、次に掲げる条件を満たすこと。

イ　施工実績

ａ　共同企業体の代表者は①イの実績を有すること。

ｂ　共同企業体の代表者以外の構成員については、ＲＣ造建築物の実績を有すること。（共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

ロ　設計実績　構成員のうちの１者が上記①ロａの実績を有すること、又は、実施設計を行う者が上記①ロの条件を満たすこと。

⒀　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。）を本工事に専任※で配置できること。（共同申込みの場合は、特定建設工事共同企業体の全ての構成員が配置できること。）

※　対象となる工作物若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者（監理技術者においては、緩和要件なし。）がこれらの建設工事を（原則として２件程度）を管理することができる事とする。

・「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について」（平25. 9.19国交省）

・「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平25. 2. 5国交省）

①　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。（共同申込みの場合で代表者以外の構成員においては、二級建築士又は２級施工管理技士の有資格者でよい。）

②　平成10年度から掲示日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては⑿①イに掲げる工事について、①の有資格者としての経験を有する者（共同申込みの場合で代表者以外の構成員においては、工事実績は問わない。）であること。

ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、有資格者としての経験とはみなさない。

ａ　対象工事の契約時点で①の資格を有していること。